

(参考) 3 障害等級早見表

部 位		障害種別	第 1 級 年金 313 日	第 2 級 年金 277 日	第 3 級 年金 245 日	第 4 級 年金 213 日	第 5 級 年金 184 日	第 6 級 年金 156 日	第 7 級 年金 131 日
眼	眼 球	視 力 障 害	(1) 両眼が失明したもの	(1) 1 眼が失明し、他眼の視力が 0.02 以下になったもの (2) 両眼の視力が 0.02 以下になったもの	(1) 1 眼が失明し、他眼の視力が 0.06 以下になったもの	(1) 両眼の視力が 0.06 以下になったもの	(1) 1 眼が失明し、他眼の視力が 0.1 以下になったもの	(1) 両眼の視力が 0.1 以下になったもの	(1) 1 眼が失明し、他眼の視力が 0.6 以下になったもの
		調節機能障害							
		運 動 障 害							
		視 野 障 害							
	まぶた (右又は左)	欠 損 又 は 運 動 障 害							
耳	内 耳 等 (両 耳)	聴 力 障 害				(3) 両耳の聴力を全く失ったもの		(3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	(2) 両耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
	耳かく(耳介) (右又は左)	欠 損 障 害							
	鼻	欠 損 及 び 機 能 障 害							
口	そ し ゃ く 及 び 言 語 機 能 障 害	(2) そしゃく及び言語の機能を廃したもの		(2) そしゃく又は言語の機能を廃したもの	(2) そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの		(2) そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの		
	歯 牙 障 害								
神経系統の機能又は精神		神経系統の機能又は精神の障害	(3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	(3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	(3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの		(2) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの		(4) 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの
頭部、顔面、頸		醜 状 障 害							(12) 外貌に著しい醜状を残すもの
胸腹部臓器 (外生殖器を含む。)		胸腹部臓器の障害	(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの		(3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの		(5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (13) 両側のこう丸を失ったもの

第 8 級 一時金 503 日	第 9 級 一時金 391 日	第 10 級 一時金 302 日	第 11 級 一時金 223 日	第 12 級 一時金 156 日	第 13 級 一時金 101 日	第 14 級 一時金 56 日	系列 番号
(1) 1 眼が失明し、又は 1 眼の視力が 0.02 以下になったもの	(1) 両眼の視力が 0.6 以下になったもの (2) 1 眼の視力が 0.06 以下になったもの	(1) 1 眼の視力が 0.1 以下になったもの			(1) 1 眼の視力が 0.6 以下になったもの		1
			(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害を残すもの	(1) 1 眼の眼球に著しい調節機能障害を残すもの			2
		(2) 正面視で複視を残すもの	(1) 両眼の眼球に著しい運動障害を残すもの	(1) 1 眼の眼球に著しい運動障害を残すもの	(2) 正面視以外で複視を残すもの		3
	(3) 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの				(3) 1 眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの		4
	(4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの		(2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	(2) 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	(4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの	(1) 1 眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの	5 又は 6
	(7) 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1 耳の聴力を全く失ったもの	(5) 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	(5) 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1 耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの			(3) 1 耳の聴力が 1 メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの	7
				(4) 1 耳の耳かくの大部分を欠損したもの			8 又は 9
	(5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの						10
	(6) そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの	(3) そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの					11
		(4) 14 歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	(4) 10 歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	(3) 7 歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	(5) 5 歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	(2) 3 歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	12
	(10) 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの			(13) 局部にがん固な神経症状を残すもの		(9) 局部に神経症状を残すもの	13
	(16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの			(14) 外貌に醜状を残すもの			14
	(11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの		(10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの		(6) 胸腹部臓器に障害を残すもの		15

部 位		障害種別	第 1 級 年金 313 日	第 2 級 年金 277 日	第 3 級 年金 245 日	第 4 級 年金 213 日	第 5 級 年金 184 日	第 6 級 年金 156 日	第 7 級 年金 131 日
体 幹	せき柱	変形又は運動障害						(5) せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの	
	その他の体幹骨	変形障害 (鎖骨、胸骨、 ろく骨、肩 こウ骨又は 骨盤骨)							
上 肢	上 肢 (右又は左)	欠損又は機能障害	(5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの	(5) 両上肢を手関節以上で失ったもの		(4) 1 上肢をひじ関節以上で失ったもの	(4) 1 上肢を手関節以上で失ったもの (6) 1 上肢の用を全廃したもの	(6) 1 上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの	
		変形障害 (上腕骨又は前腕骨)							(9) 1 上肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの
		醜状障害							
	手 指 (右又は左)	欠損又は機能障害			(5) 両手の手指の全部を失ったもの	(6) 両手の手指の全部の用を廃したもの		(8) 1 手の5の手指又は母指を含み4の手指を失ったもの	(6) 1 手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1 手の5の手指又は母指を含み4の手指の用を廃したもの
下 肢	下 肢 (右又は左)	欠損又は機能障害	(7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	(6) 両下肢を足関節以上で失ったもの		(5) 1 下肢をひざ関節以上で失ったもの (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	(5) 1 下肢を足関節以上で失ったもの (7) 1 下肢の用を全廃したもの	(7) 1 下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの	(8) 1 足をリスフラン関節以上で失ったもの
		変形障害 (大腿骨又は下腿骨)							(10) 1 下肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの
		短縮障害							
		醜状障害							
	足 指 (右又は左)	欠損又は機能障害					(8) 両足の足指の全部を失ったもの		(11) 両足の足指の全部の用を廃したもの

第8級 一時金 503 日	第9級 一時金 391 日	第10級 一時金 302 日	第11級 一時金 223 日	第12級 一時金 156 日	第13級 一時金 101 日	第14級 一時金 56 日	系列 番号
(2) せき柱に運動障害を残すもの			(7) せき柱に変形を残すもの				16
				(5) 鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの			17
(6) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したものの		(10) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの		(6) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの			18 又は 21
(8) 1 上肢に偽関節を残すもの				(8) 長管骨に変形を残すもの			19 又は 22
						(4) 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの	20 又は 23
(3) 1 手の母指を含み 2 の手指又は母指以外の 3 の手指を失ったもの (4) 1 手の母指を含み 3 の手指又は母指以外の 4 の手指の用を廃したものの	(12) 1 手の母指又は母指以外の 2 の手指を失ったもの (13) 1 手の母指を含み 2 の手指又は母指以外の 3 の手指の用を廃したものの	(7) 1 手の母指又は母指以外の 2 の手指の用を廃したものの	(8) 1 手の示指、中指又は環指を失ったもの	(9) 1 手の小指を失ったもの (10) 1 手の示指、中指又は環指の用を廃したものの	(7) 1 手の小指の用を廃したものの (8) 1 手の母指の指骨の一部を失ったもの	(6) 1 手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1 手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったものの	24 又は 25
(7) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したものの		(11) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの		(7) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの			26 又は 30
(9) 1 下肢に偽関節を残すもの				(8) 長管骨に変形を残すもの			27 又は 31
(5) 1 下肢を 5 センチメートル以上短縮したものの		(8) 1 下肢を 3 センチメートル以上短縮したものの			(9) 1 下肢を 1 センチメートル以上短縮したものの		28 又は 32
						(5) 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの	29 又は 33
(10) 1 足の足指の全部を失ったもの	(14) 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指を失ったもの (15) 1 足の足指の全部を廃したものの	(9) 1 足の第 1 の足指又は他の 4 の足指を失ったもの	(9) 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指の用を廃したもの	(11) 1 足の第 2 の足指を失ったもの、第 2 の足指を含み 2 の足指を失ったもの又は第 3 の足指以下の 3 の足指を失ったもの (12) 1 足の第 1 の足指又は他の 4 の足指の用を廃したものの	(10) 1 足の第 3 の足指以下の 1 又は 2 の足指を失ったもの (11) 1 足の第 2 の足指の用を廃したものの、第 2 の足指を含み 2 の足指の用を廃したものの又は第 3 の足指以下の 3 の足指の用を廃したものの	(8) 1 足の第 3 の足指以下の 1 又は 2 の足指の用を廃したものの	34 又は 35